



受け取られる年金額（年額）が



18万円以上の方

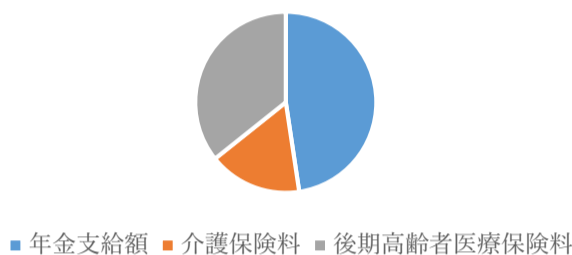
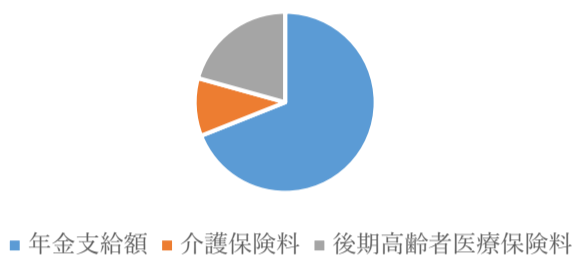
18万円未満の方

介護保険料との合算額が

原則、介護保険料が天引きされる年金と同じ年金から天引きされます。

年金額の2分の1を超えない方

年金額の2分の1を超える方



原則年金から天引きされます

【特別徴収】

納付書で納めます

【普通徴収】

1年間の保険料は、年6回の年金の定期払いの際に、年金から保険料が天引きされます。

1年間の保険料は、9回に分けて納めます。
市から送付する納付書で、納期内に収納課や指定された金融機関等で納めます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

1期 7月	2期 8月	3期 9月	4期 10月	5期 11月	6期 12月	7期 1月	8期 2月	9期 3月
----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------	----------	----------

原則、前年度2月に天引きされた額と同じ額を納めます。

7月に年間保険料を確定し、仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます。

これまで【特別徴収】の方でも、【普通徴収】に変更となる場合があります。
詳しくは保険料納入通知書でご確認ください。

保険料の納付は、安心・確実な口座振替が便利です。

【対象となる方】

- ◆特別徴収の対象とならない方
- ◆年度の途中で75歳になった方
- ◆市外から転入された方

【口座振替の手続きは】

市役所保険年金課、収納課または、市内の金融機関でお手続きください。

【手続きに必要なもの】

保険料納入通知書 振替口座の通帳 通帳の届出印

※※ 注意 ※※

口座振替で納付中の方でも、特別徴収の条件を満たすと、普通徴収（口座振替）から特別徴収（年金天引き）に切り替わることがあります。
特別徴収への切り替わりを希望しない方は、別途手続きが必要です。

特別徴収の方でも、口座振替に変更できます。
※保険料に滞納がある方は、別途ご相談となります。

【口座振替への変更は】

市役所保険年金課の窓口でお手続きください。

特別徴収を中止する届け出が必要です。

市役所収納課、金融機関ではお手続きできません！！

【手続きに必要なもの】

被保険者証 振替口座の通帳 通帳の届出印

